



事務局

ここで、欠席委員の報告をいたします。

議席番号1番、新岡一樹委員、3番、工藤雅夫委員、5番、奈良玲子委員、8番、上田茂子委員については、欠席となっております。

ただ今の出席委員は、14名中10名で、深浦町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、同規則第4条の規定により、議長は会長が務める事となっておりますので、以降の議事の進行は西崎会長にお願いします。

西崎議長

これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

深浦町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名する事にご異議ありませんか。

一 同

「異議なしの声」あり

西崎議長

議事録署名委員は「議席番号6番、平澤忠彦委員、7番、吉田政志委員」を指名いたします。

なお本日の会議書記には、小山主査を指名します。

それでは議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたしますが、議席番号9番 角谷喜春委員が、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けますので一時退場願います。

(角谷委員退場)

それでは議案第1号 番号1について事務局より説明を求めます。

事務局

(議案第1号 番号1について説明)

西崎議長

これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同

「なしの声」あり

西崎議長

ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同

「なしの声」あり

西崎議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 番号1については、原案のとおり可決しました。

それでは、角谷委員の入場を求めます。

(角谷委員入場)

西崎議長 角谷委員に報告します。議案第1号番号1については、原案のとおり可決されましたので報告します。  
次に番号2～3について事務局より説明を求めます。

事務局 (議案第1号 番号2～3について説明)

西崎議長 事務局の説明に続き、現地確認に参加した吉田委員から補足説明をお願いします。

吉田委員 現地確認したところ事務局の説明のとおりでございます。よろしくをお願いします。

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。それでは採決いたします。議案第1号 番号2～3について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号番号1については、原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)」を議題といたします。

議案第2号番号1～13について事務局より説明を求めます。

事務局 (議案第2号 番号1～13について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

角谷委員 この借受のほうですけれども、結局この位の田んぼ借りているが本人は一切やらない。自分の名義で借りて誰かに全部やってもらっているのは果たして良いものかどうか。

西崎議長 これについては事務局から説明願います。

事務局 名義は■■■■さんなんですけれども奥さんの方が今管理している状態です。

角谷委員 管理は管理としてやっているが、例えば、横磯の話ですけれども、誰かに水であれ、畔刈りであれ、何であれ全部やってもらっている。これは本人からの言葉です。果

たしてそういうふうな加減でただ借りて、まあ悪い言葉で言えばブローカー。要するに補助体制があるから、補助だけでやっているとすれば誰でも自分で作らなくても良いものかどうか分からないんだけど。それである方が「あなたは何も手を加えてなくて何もやっていないから返して下さい」と、ところが■■■■が「いやもう全部種からなにから全部準備してしたから作るんだ」と。それではやむを得ないと組んでしまったと。それで改めて契約したんだろうけども、その時10年契約とは全然分からないという。やるということで、前は5年だったらしいがまさか10年になるとは思わなかった。「でもあなた押したでしょっ」とだから何も言えない。■■■■本人は体が悪く、2回も脳卒中になっている。駄目なら返せばいいと安易な気持ちだったらしい。果たしてそういうので良いものかどうか。一応農業委員として、「あなた何やっているんだ会議に出て質問もしないでだめだ」と。そういう周りからの声があるので、それで見たら全部10年なので前の時に手をあげれば今またこういう事なら。

西崎議長 ■■■■さんは今全然耕作はタッチ出来ない状態なんですね。

角谷委員 出来ない。車も乗れない。

西崎議長 奥さんは？

角谷委員 奥さんは何も。

西崎議長 実質的には■■■■では農業にタッチしていないということですね

角谷委員 全部受けているのは■■■■がやっている様だけれども、田んぼの草刈り畔の草刈り自分でやれないで、前の農業委員会から指摘受けて中山間から外してから、奥さんの実家の兄を頼んで刈って貰っているのだけれども、自分で機械を持ってくる。それでもやる気になったのかなと思って見ても全然。ただ来て置いてまた機械を積んで別のところへ行く。これは吾妻沢、横磯だけでなく追良瀬地区も全て同じようにして田んぼを借りているのでおかしい。

西崎議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

西崎議長 それでは、会議を再開します。今の件について、事務局から再度説明をお願いします。

事務局 角谷委員のご指摘のとおり、実態と全く違うということでございましたので、事務局案としては■■■■さんに来ていただいて、委員立会いのもと本当に自分で作っているのかも一回確認して、もし違うのであれば別な人と契約した方が良いということで、一旦保留にさせていただいて、■■■■さんに来てもらって、確認して説明して

もらうという形でいかがでしょうか。

堀内職代 分かりました。

西崎議長 今、事務局から説明のありましたとおり議案第2号 番号1～13については、今日は可決しないで保留にしたいと思いますが皆さんいかがでしょうか。

一 同 「はい」

西崎議長 ご異議なしと認めて議案第2号 番号1～13については保留ということにします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。議案第3号番号1～14について事務局より説明を求めます。

事務局 （議案第3号 番号1～14について説明）

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第3号番号1～14について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号番号1～14については、原案のとおり可決しました。

以上で、本日の議案審議はすべて終了しました。

次に、報告第1号「農業者等との意見交換会に係る特別委員会 委員長報告について」、吉田委員長より報告があります。

吉田委員長 「報告第1号」説明

西崎議長 最後に、「その他諸般の報告」について事務局から説明があります。

事務局長 「その他諸般の報告」について説明

事務局長 令和4年1月11日（火）の総会の開催時間については農繁期ではないので、10時とかでよろしいですか。

一 同 「はい。」

事務局長        そうすれば、10時ということでよろしく申し上げます。

事務局長        「4.その他」は担当の方からの説明となります。

事務局         「4.その他」について説明

西崎議長        以上を持ちまして「令和3年第9回（12月）総会」を閉会します。皆様お疲れ様でした。

委員の皆様は昼食をご用意しておりますので、役場2階 委員会室まで移動をお願いします。

午後1時30分から始まる意見交換会の控室も兼ねておりますのでよろしくお願いいたします。

閉会 午前 11時 40分

上記のとおり相違ないことを署名する。

令和3年12月10日

議 長 西 崎 哲 彦

議事録署名者

6 番 平 澤 忠 彦

7 番 吉 田 政 志